

# 商品中古自動車の自動車税種別割減免要領

## ■自動車税の減免を受けられる車両（例：年額39,500円の車両で最大9,900円が還付）

- ・3月31日以前に移転又は変更登録され所有者、使用者及び古物商許可証の名義が全て同一であること。
- ・4月1日現在において展示されている商品車。
- ・登録車。（軽自動車ではないこと）
- ・以下の車両は申請不可。  
（新規登録車、社用車、代車、レンタカー、前年度減免申請車、他県登録車）は申請不可
- ・申請者が、申請に係る自動車（以下「対象車」という。）を含め自動車税に係る徴収金を滞納していないこと及び当該年度の自動車税を納期限までに納付していること。  
（地方税に於いて3年以内に処罰等を受けていないこと、又2年以内に滞納処分等を受けていないこと。  
詳しくは東部又は西部の県民センターにお問い合わせ下さい）

### 1. 査定協会への申請（商品中古自動車証明申請）

・証明申請書	査定協会に有ります(エクセルファイルをメールで配布しますので入力後、メールで添付返信してください。)
・車検証のコピー	誤申請を防ぐ為、4月1日に車検証をコピーし、提出して下さい
・古物商許可証のコピー ・受領証のコピー又は自認書	古物営業法が一部改正された平成30年4月25日以降に「主たる営業所等届出書」提出時の「受領書のコピー」、又は「自認書」（査定協会書式） <b>※令和2年度に商品中古自動車証明申請をされた方は不要</b>
・手数料 (※申請時に納付ください)	申請料 352円(税込)／1台当たり(お釣りのいらぬようにご協力ください。) 送料 520円(税込)レターパック代(証明書を取りに来られる場合は不要) 納付方法 現金又は銀行振込
<b>※申請期間</b>	<b>4月1日～4月30日必着</b>

### 2. 商品中古自動車証明書の発行

発行時期	5月末日の1週間前までに発行
------	----------------

### 3. 県税事務所への申請「自動車税種別割減免申請」 **※申請者が行ってください**

・申請書	東部県民センター、西部県民センター又は各地事務所
・古物商許可証のコピー	古物営業法は平成30年4月に改正
・商品中古自動車証明書	日本自動車査定協会島根県支所が発行した証明書を添付
<b>※申請期限</b>	<b>5月末日まで</b> (期限が休日にあたる場合は翌日) <b>自動車税納付(全額)</b>
申請場所	東部県民センター、西部県民センター又は各地事務所



#### ※現地調査時のお願い

- ・車両を確認させて頂く場合は、該当車両の場所をご案内頂きますようお願いいたします。
- ・古物台帳を確認させて頂く場合は、該当車両が判別しやすいようにマーキング、付箋等で印をお願いいたします。